

## 役員・職員退職金支給規程

(総 則)

第1条 公益財団法人油空圧機器技術振興財団の常勤役員並びに職員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、常勤役員並びに職員が勤務3年以上にして退職し又は解任、解雇されたときは、その者に、常勤役員並びに職員が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 常勤役員並びに職員が免職の懲戒を受けた場合には、退職金を支給しない。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、常勤役員並びに職員が退職し、解任、解雇され又は死亡した日における、その者の基本給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 勤続10年までの期間については、勤続1年につき100分の100
  - (2) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の120
  - (3) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の140
  - (4) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の150
- 2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により、月割をもって計算する。

(退職金の増額)

第5条 常勤役員並びに職員が、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、退職し、解任、解雇され又は死亡した日におけるその者の基本給月額に100分の300以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 在職中、死亡したとき
- (2) やむを得ない業務上の事由により退職し又は解任、解雇されたとき
- (3) 前各号に規定するほか、特に増額の必要があると認められたとき

(退職金の減額)

第6条 常勤役員並びに職員が、次の各号の一に該当する場合には、第4条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 常勤役員並びに職員としての能力を著しく欠くことにより、解任又は解雇されたとき
- (2) 就業規則第37条に規定する事由に準ずる事由により、退職したとき

(勤続期間の計算)

第7条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が常勤役員並びに職員となった日の属する月から、退職し、解任、解雇され又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、その期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、その期間を除く。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
- (2) 停職期間
- (3) 私傷病による休職期間

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、常勤役員並びに職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により。第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母の父母を後にし、その他の親族については、職員の親等別で近い者を先順位とする。

(起訴中に退職した場合の退職金)

第9条 常勤役員並びに職員が、刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前 w に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって無罪となったときは、この限りでない。

(退職金の支給)

第10条 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

- 2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1か月以内に支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところにより、退職金の計算の結果生じた1円未満の端数の処理については、国等の債権、債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第12条 退職金の支給手続、その他この規程の実施に必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年3月1日から適用する。
- 2 この規程の一部改正は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から適用する。